

京都市告示第 8 号

京都市消費生活条例第36条の規定に基づき、消費生活センターの名称及び場所、消費者安全法第10条の3第2項に規定する消費生活相談の事務を行う日及び時間を次のとおり告示します。

平成28年4月1日

京都市長 門川大作

1 名称

京都市消費生活総合センター

2 場所

京都市中京区車屋町通御池下ル梅屋町358 アーバネックス御池ビル西館4階

3 消費生活相談の事務を行う日

月曜日から金曜日（ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までを除く。）

4 消費生活相談の事務を行う時間

午前9時から午後5時まで

（文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター）